

令和 5 年 3 月
国土交通省自動車局

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和 4 年 12 月 27 日から令和 5 年 1 月 26 日まで、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則案についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、4 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

1 実施方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 募集期間 | 令和 4 年 12 月 27 日（火）～令和 5 年 1 月 26 日（木） |
| (2) 周知方法 | 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載 |
| (3) 意見提出方法 | 電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）、FAX 及び郵送 |

2 意見数

提出意見数 4 件（うち本件に直接関係のない意見数 1 件）

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

電話番号 代表：03-5253-8111（内線 41443、41413）

直通：03-5253-8577

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>加入の有無の確認であれば、車検シールや防犯シールの的なサイズもので、加入期間、保険会社等が確認できれば十分かと思えます。これを「書面」とみなせれば、法改正が最小で済むかと思えます。</p> <p>加入内容の詳細等は、同シールに IC タグ等を搭載し、読み取り端末等によって証券コードを確認し、これに基づき保険会社との通信により詳細が確認できれば十分に必要な情報は確認できるため、機能するかと思えます。</p>	<p>電子化への対応に関するご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>今後は写真だけではなく、完全な電子化も目指していただけるとなお良い。</p>	<p>電子化への対応に関するご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>反対ではないが、運転者の本人確認について各ステップにおいて確実にを行うようにすべきと考える。</p>	<p>本省令案にご賛同いただきありがとうございます。</p> <p>電子化への対応に関するご意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>